（別添１）

しんきん証券取引約款集 新旧対照表

新	旧
目 次 当社の勧誘方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明 ・・3 最良執行方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） ・・・・・・・・6 無登録格付に関する説明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8 お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・10 保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・23 投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・27 株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・31 外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	目 次 当社の勧誘方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明 ・・3 最良執行方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） ・・・・・・・・6 無登録格付に関する説明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・8 お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・10 保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・23 投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・27 株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・31 外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
【当社の勧誘方針】 （現行　どおり）	【当社の勧誘方針】 （現行　どおり）
【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】 （現行　どおり）	【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】 （現行　どおり）
【最良執行方針】 （現行　どおり）	【最良執行方針】 （現行　どおり）
【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】 （現行　どおり）	【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】 （現行　どおり）
【無登録格付に関する説明書】 （現行　どおり）	【無登録格付に関する説明書】 （現行　どおり）

新	旧
【お客様との取引に関する約款】 （現行　どおり） 【保護預り約款】 （この約款の趣旨） 第１条～第５条 （現行　どおり） （法人番号の届出） 第６条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （当社への届出事項） 第６条２～第 23 条 （現行　どおり） 【振替決済口座管理約款】 （この約款の趣旨） 第１条～第３条 （現行　どおり） （法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （当社への届出事項） 第４条～第 19 条	【お客様との取引に関する約款】 （現行　どおり） 【保護預り約款】 （この約款の趣旨） 第１条～第５条 （現行　どおり） （法人番号の届出） 第６条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （当社への届出事項） 第６条２～第 23 条 （現行　どおり） 【振替決済口座管理約款】 （この約款の趣旨） 第１条～第３条 （現行　どおり） （法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （当社への届出事項） 第４条～第 19 条

新	旧
（現行　どおり）	（現行　どおり）
【一般債振替決済口座管理約款】	【一般債振替決済口座管理約款】
（この約款の趣旨） 第１条～第３条	（この約款の趣旨） 第１条～第３条
（現行　どおり）	（現行　どおり）
（法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	（法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
（契約期間等） 第４条～第 22 条	（契約期間等） 第４条～第 22 条
（現行　どおり）	（現行　どおり）
【投資信託受益権振替決済口座管理約】	【投資信託受益権振替決済口座管理約】
（この約款の趣旨） 第１条～第３条	（この約款の趣旨） 第１条～第３条
（現行　どおり）	（現行　どおり）
（法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	（法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
（契約期間等） 第４条～第 21 条	（契約期間等） 第４条～第 21 条
（現行　どおり）	（現行　どおり）
【株式等振替決済口座管理約款】	【株式等振替決済口座管理約款】
（この約款の趣旨） 第１条～第３条	（この約款の趣旨） 第１条～第３条

新	旧
（現行　どおり）	（現行　どおり）
（法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	（法人番号の届出） 第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
（契約期間等） 第４条～第43条	（契約期間等） 第４条～第43条
（現行　どおり）	（現行　どおり）
【外国証券取引口座約款】	【外国証券取引口座約款】
（約款の趣旨） 第１条～第３条	（約款の趣旨） 第１条～第３条
（現行　どおり）	（現行　どおり）
（法人番号の届出） 第24条　申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の法人番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。	（法人番号の届出） 第24条　申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、法人番号（番号法第２条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の法人番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。
（契約期間等） 第24条の２～第32条	（契約期間等） 第24条の２～第32条
（現行　どおり）	（現行　どおり）